

# いせファミリー・サポート・センター事業運営業務委託仕様書

令和7年8月

伊勢市健康福祉部子育て応援課

# いせファミリー・サポート・センター事業運営業務委託仕様書

## 1. 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

いせファミリー・サポート・センター事業運営業務委託

### (2) 委託業務の目的

地域における育児の相互援助活動を推進し、仕事と家庭の両立や子育て支援機能強化のための環境を整備することにより、児童及び保護者の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (3) 委託事業の内容

育児の援助を受けたい者及び育児の援助を行いたい者を会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動を支援するため、いせファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を設置し、これを運営する。

### (4) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## 2. 開設日及び時間

### (1) センターの開所日

月曜日～金曜日 午前9時から午後6時30分まで

### (2) センターの閉所日

土・日・国民の祝日に関する法律に定める休日・年末年始（12/29～1/3）

## 3. 業務内容

### (1) センターの業務

- ① 会員の募集、登録及びその統括に関すること
  - ・会員の登録に際しては過去の虐待事実の把握に努め、虐待の事例が確認された場合は、会員登録を行わないこと。
- ② 相互援助活動の調整・把握に関すること
- ③ センターの運営を円滑に図るためのアドバイザーの設置
- ④ 提供会員養成講座の開催に関すること
  - ・虐待防止に関する講習を含むこと。
  - ・援助を行う上で必要な知識・技術について概ね24時間程度のカリキュラムを

組むこと。

- ⑤ 会員を対象とする講習会及び交流会の開催に関すること
  - ・講習会は性加害防止、緊急救命講習・事故防止等に関する内容を含むこと。
  - ・講習会は、年2～3回程度開催することが望ましい。
- ⑥ 緊急時の預かり、宿泊預かり及び軽い病児・病後児預かりの相互援助活動の調整・把握に関すること
- ⑦ 安全点検の実施に関すること
- ⑧ 相互援助活動等にかかるトラブルへの助言に関すること
  - ・相談体制を構築し相談窓口を会員に明示すること。
  - ・特に新規や実績の少ない提供会員を対象に必要な応じて面談等を実施し、会員の定着促進を図ること。
- ⑨ 事業の広報に関すること
- ⑩ 関係機関（市役所・保育所等）との連絡調整に関すること
- ⑪ 他市町のファミリー・サポート・センターとの連絡調整に関すること
- ⑫ 経理事務に関すること
- ⑬ 上記のほか、運営にあたり市長が必要と認める業務

(2) アドバイザーの業務

アドバイザーは、センターの業務に当たるほか、次の業務を行う。

- ① 相互援助活動の相談に関すること
- ② 事業の事務処理に関すること

(3) 補償

受託者は、会員の援助活動中に生じた事故等に対応するため、賠償責任保険、依頼子供傷害保険、提供会員傷害保険に加入し、以下の補償条件を満たす保険であること。なお、当該保険料については委託料に含むものとする。

① 賠償責任保険

保育サービス等の提供中に他人（依頼会員の子どもを含む）の身体または生命を害したり、財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に支払われる保険

※補償条件

項目	支払い限度額
施設賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故 2億円

生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故・保険期間中 2億円
初期対応費用	1事故 1,000万円
訴訟対応費用	1事故 1,000万円
受託物賠償責任保険	1事故 10万円 保険期間中 50万円

② 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、保育サービスを受けている間や保育サービスを受ける往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、提供会員の過失の有無に関わらず支払われる保険

※補償条件

保険金の種類	保険金額（補償額）
死亡保険金	300万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度により 12～300万円
入院保険金（1日あたり）	3,000円
手術保険金	15,000円～30,000円
通院保険金（1日あたり）	2,000円

③ 提供会員傷害保険

提供会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と依頼会員宅や保育所等への往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に支払われる保険

※補償条件

保険金の種類	保険金額（補償額）
死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度により 20～500万円
入院保険金（1日あたり）	3,000円
手術保険金	15,000円～30,000円
通院保険金（1日あたり）	2,000円

(4) 運営に係る主な経費

① 会員の募集、登録に係る経費

- ② 相互援助活動の調整に係る経費
- ③ 講習会の開催及び交流会の開催に係る経費
- ④ 定期的な広報紙発行等の広報に係る経費
- ⑤ アドバイザー等の謝金に係る経費
- ⑥ 事務所の賃借料・光熱水費・修繕費・火災保険に係る経費
- ⑦ ファミリー・サポート・センター補償保険料
- ⑧ その他、事務用品・備品・通信運搬費等運営業務に係る諸経費

(5) 事業報告

受託者は下記事項について市に報告すること。

- ① 活動報告書                      実施月分を翌月の15日まで  
ただし、3月実施分については当月末まで
- ② 年度実績報告書                実施年度分を当該年度末まで
- ③ 随時報告                        援助活動中における事故等報告を随時速やかに

(6) 災害・非常時の対応

- ① 災害・非常時対応マニュアルの整備
- ② その他、災害・非常時の対応に必要な業務

#### 4. 業務体制及び相互援助活動について

- (1) 相互援助活動の調整を行うアドバイザーは3人以上とする。
- (2) アドバイザーは、保育所等において勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は経営者（団体が法人である場合に当たっては、当該法人の経営に携わる役員とする。以下同じ。）に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
- (3) センターの開所時間内は、アドバイザーを1名以上配置する。
- (4) 相互援助活動の時間帯  
午前7時～午後7時（原則として）
- (5) 対象者（相互援助活動の対象となる子）  
小学校を卒業するまでの子ども（原則として）

#### 5. 業務委託料の支払い

年度間を3期に分割して支払う

## 6. 令和6年度会員数及び活動実績

### (1) 令和6年度末会員数

依頼会員 186 人、提供会員 69 人、両方会員 5 人 合計 260 人

### (2) 令和6年度活動実績

年間実活動件数 1,327 件

## 7. 特記事項

- (1) 事業の実施にあたっては、いせファミリー・サポート・センター事業実施要綱、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱（令和6年3月30日付けこ成環第120号こども家庭庁成育局長通知）及びその他関係法令等を遵守し、市の子育て支援の施策及び推進に関し協力すること。なお、指定期間中に実施要綱等に改正があった場合、改正された内容を遵守すること。
- (2) 受託者（退職者等も含む）は、個人情報保護法を遵守し、業務において知り得た情報を業務委託の目的以外に使用してはならない。また、第三者に開示又は漏洩してはならない。さらに、そのために必要な措置を受託者にて講ずること。本契約終了後又は、解除後も同様とする。
- (3) 玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町については、平成25年7月18日に締結した「定住自立圏の形成に関する協定」の中で「安心して子育てができる環境を提供するため、ファミリー・サポート・センターにおける提供会員の相互利用を推進する。」としていることから、各町の同種事業の運営団体と連携し、各町の援助を提供する者（提供会員）の情報を共有し、援助を依頼する者（依頼会員）へ提供を行い、状況に応じて援助活動の調整等に努めるものとする。
- (4) 事業受託者が変更になる場合には、変更後の事業受託者が円滑に事業を行えるよう引継ぎを誠実に行うこと。
- (5) その他必要な事項は、市と協議の上、決定する。